

<p>地域支援体制加算1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許 ・平日8時間以上/日、土・日いずれかに一定時間以上の開局、45時間以上/週の開局 ・集中度85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上 ・当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制 ・診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 ・保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上） ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等） ・患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄 ・健康相談・健康教室の取り組み ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止 					○				
	<p>以下の基準に適合する薬局です。（体制基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,200品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許 ・平日8時間以上/日、土・日いずれかに一定時間以上の開局、45時間以上/週の開局 ・集中度85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上 									

<p>地域支援体制加算2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制 ・診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 ・保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上） ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等） ・患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄 ・健康相談・健康教室の取り組み ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止 	○	○	○			○	○	○	○
------------------	--	---	---	---	--	--	---	---	---	---

連携強化加算に関する事項

<p>連携強化加算</p>	<p>以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二種指定医療機関の指定（感染症法に基づく医療措置協定を山口県と結んでいます。） ・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売 	○	○	○	○	○	○	○	○	○
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

在宅薬学総合加算に関する事項

<p>在宅薬学総合加算 1</p>	<p>以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年24回以上） 	○	○	○		○	○	○	○
<p>在宅薬学総合加算2</p>	<p>以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅薬学総合加算1の基準を満たす ・a. 医療用麻薬について、注射剤1品目以上を含む6品目以上を備蓄し、必要な薬剤交付・指導を行うことができること。 ・b. 無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備えていること。 <p>*上記a. およびb. の条件をすべて満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1年間における在宅患者（緊急）訪問薬剤指導の乳幼児加算もしくは小児特定加算を6回算定する ・かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括指導料の算定回数が年4回以上 						○		

医療DX推進体制整備加算に関する事項										
<p>医療DX推進体制整備加算</p>	<p>以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療DX推進の体制に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置 	○	○	○	○	○	○	○	○	

医療情報取得加算に関する事項

医療情報取得加算	<p>オンライン資格確認を行う体制を用意しています。</p> <p>オンライン資格確認を利用して、来局者の服薬指導に役立てるため、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用しています。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
----------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

<p>かかりつけ薬剤師指導料及び かかりつけ薬剤師包括管理料</p>	<p>当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険薬剤師の経験3年以上 ・ 週32時間以上の勤務 ・ 当薬局へ1年以上の在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 <p>患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行に関する事項

明細書の発行	<p>医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。</p> <p>公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については無料で発行しています。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

長期収載品の選定療養に関する事項

選定療養	<p>2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、選定療養費を負担する必要があります。</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---